第2次訴訟

1984.09.26 第2次訴訟原告団結成集会　原告161名　団長　笠間繁雄

1984.10.22 横浜地裁へ提訴

第一次訴訟の最中に第二次訴訟が行われていました。新たに161名の原告が1984(昭和59)年10月22日に一次訴訟と同様の内容で提訴し、1992(平成4)年12月21日に判決を迎えました。しかしこれも騒音被害による損害賠償は認めるものの、将来の騒音被害は認めないし、飛行差し止め請求は却下されました。

これも東京高裁へ控訴することを決定し、1999(平成11)年7月23日に判決が言い渡されました。判決まで14年9ヶ月かかっています。しかし判決は同じく損害賠償は認めるものの、飛行差し止めは却下されました。

**第二次訴訟原告募集**

　1984年6月3日に開かれた第24回爆同代議員総会にて第二次訴訟団結成を目指す運動方針が可決された。爆同は会報124号(1984.07.15)で第2次被害訴訟を取組むためにと題し、裁判特集号を組んで「9月提訴を目指し原告120名を集めよう」と原告募集を呼び掛けた。

その内容は次の通りです。

１．第一次被害訴訟の成果を、さらに前進させ、騒音や危険から生活を守るために

　第一次の裁判闘争は、昭和５７年１０月２０日、横浜地裁で「判決」を出させることができました。判決は「夜間の飛行活動全面禁止、昼間の飛行活動制限」を請求した差し止めについては却下されましたが、厚木基地の設置・管理運営について、国側の過失(瑕疵)を裁判長は厳しく指摘し、被害の損害賠償を認容しました。そして住民が受けつつある騒音について、人間が生活や健康を保持する上から、受忍の限度をはるかに超えていると指摘し、国が騒音の拡大を放置してきたことは、極めて責任が重く、厚木基地は欠陥飛行場であると結びました。

　この判決を私たちと弁護団は、一部勝訴と評価してきました。従って、いま私たちは東京高裁で控訴審を継続していますが、この判決では国側が都合のよい承認申請もできず、年内には決着できると確信します。

　ですから、横浜判決を上回る内容の高い判決が出されることは必至であります。

　よって第２次の裁判を、多数の原告(男性・女性を問わず)が取り組むことにより①東京高裁の判決をさらに上回る判決を目指せる。②騒音問題の解消を裁判闘争を通じて決着させる。③基地の強化に歯止めをかける。ことができると確信するからです。

２．判決は、国が進める周辺対策に大きな影響を与えています

　判決が、国が実施してきた周辺対策(防音工事・騒音対策など)に、大きな影響を与えている事実があります。

　判決の直後、防衛庁・防衛施設庁へ行き、｢判決内容を重視し、具体的に基地への対応姿勢を明確にせよ｣と迫った際に、施設庁の担当官は、①民家防音工事については、他基地への割り当てを削って厚木基地周辺に回す。具体的には５８年度については、大和市への割り当て世帯数は５７年度の２倍にする、と約束し、防音工事だけをとっても判決の影響がいかに大きいかを知りました。同様に、市行政・市議会の基地に対する対応をかなり積極的な姿勢にさせてきた影響は測り知れず、②市行政が国宛に要請する公文書に｢人間生活の受忍限度をはるかに超えた被害｣と書かせることができたことは、やはり判決の成果です。

　さらには、最近政府をして、厚木基地の被害に注目させ、厚木での訓練はこれ以上は無理である、という状況に追い込むことができたのは、判決の影響以外の何物でもありません。

３．基地の現状とこれからの行方

　厚木基地は日米共同の主要基地として存在し、常に国の軍事拡大の方向と密接に表裏の関係にあります。５７年１２月に強行配備された対潜哨戒機P-3Cは核爆雷８発を常備できる危険な航空機であり、米のアジア各戦略体制の中で重要な任務をもつものです。騒音も困るが、昨年末に会員から集約した｢アンケート調査の結果｣は、いつも墜落の不安を感じると回答した会員が９６％もおり、会員の要求は騒音問題に限定されず、基地の内容に大きな危惧を持っていることが明らかです。そして今、核巡航ミサイル｢トマホーク｣の米太平洋艦隊所属艦船への配備と、日本への寄港、核持ち込みが進められようとしている時、厚木への核持ち込み配備が絶対ないという保障はありません。

まとめ

　第一次訴訟の判決乗せてか・影響などを踏まえて第二次訴訟を取り組むことがなぜ必要かについて述べてまいりました。

　すでに執行委員会、６月３日開催の第２４回定期代議員総会においても第二次訴訟については、提訴時期を９月とする、原告の数は最低でも１２０名(内訳・大和５０、綾瀬３０、海老名・座間・相模原・藤沢から各１０とする)とすることを確認し、準備をしてきました。是非、会員の皆さんにご理解をいただき、地域での生活権を守るため奮起して積極的に原告に参加されることをお願いいたします。

**第二次訴訟横浜地裁に提訴**

　数年来準備を進めてきた第二次訴訟がついに10月22日、横浜地方裁判所に提訴された。今回の訴訟に立ちあがった原告は当初目標にした120名を大幅に上回り、総数で161人となり、地域的にも由真とし87人、綾瀬市40人、海老名市12人、座間市7人、相模原市7人、藤沢市8人。厚木基地周辺の各地から“基地を返せ”の声が上がったわけで、国や米軍に与える打撃は大きいといえる。また、弁護団も団長の飛鳥田一雄弁護士(前社会党委員長)をはじめ、全国の弁護士139人の大型になった。訴訟の内容は第一次のものと同じで、国を相手に厚木基地の米軍機訓練を①午後8時から翌朝8時までの飛行、エンジン作動の禁止②午前8時から午後8時までの間、65ホーンを超える騒音の禁止、③35年からこれまでの騒音被害に対する損害賠償など。

　原告団役員

団長 　笠間繁雄

副団長 　水野和秋 相沢義明 柳町慶治 宇野峰雪　他

事務局長　村田信之

東京高裁判決の要旨

[主文]

1．一審原告らの米軍機の夜間飛行などの差し止め請求及び騒音到達の禁止請求に係る控訴を棄却する。

2．原判決主文第一項2を取り消す。一審原告らの自衛隊機の夜間飛行等の差止め請求及び騒音到達の禁止請求に係る控訴を棄却する。

3．原判決主文第二項を次の通り変更する。

1．一審原告らの平成10年12月18日以降に生ずべき損害の賠償請求に係る訴えを棄却する。

2．一審被告は別表一「損害賠償額一覧表」中の「氏名」欄記載の一審原告らに対し、

それぞれ同一覧表中の一審原告に対応する「損害賠償額合計」欄記載の金員及び右金員

のうち、「昭和59年9月までの慰謝料額」欄記載の金員に対する昭和59年10月1日

から、「平成3年12月までの慰謝料額」欄記載の金員に対する平成4年1月1日から

各支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3． 2掲載の一審原告らの平成10年12月17日までに生じた損害のその余の賠償請求、

その余の平成10年12月17日までに生じた損害の賠償ならびに一審原告らの米軍機及

び自衛隊機の夜間飛行等の差止め請求及び騒音到達の禁止請求に関する弁護士費用

に係る損害の賠償請求をいずれも棄却する。

東京高裁判決の要旨

[主文]

1．一審原告らの米軍機の夜間飛行などの差し止め請求及び騒音到達の禁止請求に係る控訴を棄却する。

2．原判決主文第一項2を取り消す。一審原告らの自衛隊機の夜間飛行等の差止め請求及び騒音到達の禁止請求に係る控訴を棄却する。

3．原判決主文第二項を次の通り変更する。

1．一審原告らの平成10年12月18日以降に生ずべき損害の賠償請求に係る訴えを棄却する。

2．一審被告は別表一「損害賠償額一覧表」中の「氏名」欄記載の一審原告らに対し、

それぞれ同一覧表中の一審原告に対応する「損害賠償額合計」欄記載の金員及び右金員

のうち、「昭和59年9月までの慰謝料額」欄記載の金員に対する昭和59年10月1日

から、「平成3年12月までの慰謝料額」欄記載の金員に対する平成4年1月1日から

各支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3． 2掲載の一審原告らの平成10年12月17日までに生じた損害のその余の賠償請求、

その余の平成10年12月17日までに生じた損害の賠償ならびに一審原告らの米軍機及

び自衛隊機の夜間飛行等の差止め請求及び騒音到達の禁止請求に関する弁護士費用

に係る損害の賠償請求をいずれも棄却する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1985.06.24 | S.60 | 第二次訴訟横浜地裁第１回公判 |
| 1985.10.02 | S.60 | 第二次訴訟横浜地裁第２回公判 |
| 1985.12.04 | S.60 | 第二次訴訟横浜地裁第３回公判 |
| 1986.02.19 | S.61 | 第二次訴訟横浜地裁第４回公判 |
| 1986.04.16 | S.61 | 第二次訴訟横浜地裁第５回公判 |
| 1986.06.16 | S.61 | 第二次訴訟横浜地裁第６回公判 |
| 1986.12.10 | S.61 | 第二次訴訟横浜地裁第７回公判 |
| 1987.03.18 | S.62 | 第二次訴訟横浜地裁第８回公判 |
| 1987.05.25 | S.62 | 第二次訴訟横浜地裁第９回公判 |
| 1987.08.24 | S.62 | 第二次訴訟横浜地裁第１０回公判 |
| 1988.02.01 | S.63 | 第二次訴訟横浜地裁第１１回公判 |
| 1988.04.18 | S.63 | 第二次訴訟横浜地裁第１２回公判 |
| 1988.06.27 | S.63 | 第二次訴訟横浜地裁第１３回公判 |
| 1989.02.06 | S.64 | 第二次訴訟横浜地裁第１７回公判 |
| 1989.04.24 | S.64 | 第二次訴訟横浜地裁第２０回公判 |
| 1989.10.16 | S.64 | 第二次訴訟横浜地裁第２６回公判 |
| 1989.12.11 | S.64 | 第二次訴訟横浜地裁第２８回公判 |
| 1990.01.29 | H.02 | 第二次訴訟横浜地裁第２９回公判 |
| 1990.02.26 | H.02 | 第二次訴訟横浜地裁第３０回公判 |
| 1990.04.23 | H.02 | 第二次訴訟横浜地裁第３１回公判 |
| 1990.05.28 | H.02 | 第二次訴訟横浜地裁第３２回公判 |
| 1990.06.25 | H.02 | 第二次訴訟横浜地裁第３３回公判 |
| 1990.10.29 | H.02 | 第二次訴訟横浜地裁第３６回公判 |
| 1991.02.06 | H.03 | 第二次訴訟横浜地裁第３８回公判 |
| 1991.12.16 | H.03 | 第二次訴訟横浜地裁第４１回公判で結審。 |
| 1992.12.21 | H.04 | 第二次訴訟横浜地裁判決。飛行差し止め却下、損害賠償は一部認める。 |
| 1992.12. | H.04 | 第二次訴訟東京高裁へ控訴 |
| 1995.12.07 | H.07 | 第二次訴訟東京高裁第5回公判 |
| 1996.05.16 | H.08 | 第二次訴訟東京高裁第6回公判 |
| 1997.06.26 | H.09 | 第二次訴訟東京高裁第12回公判 |
| 1997.12.01 | H.09 | 第二次訴訟の現場検証実施 |
| 1998.12.17 | H.10 | 第二次訴訟最終口頭弁論 |
| 1999.07.23 | H.11 | 第二次訴訟東京高裁判決。飛行差し止め却下、損害賠償は認める。 |
| 1999.07.31 | H.11 | 第二次訴訟高裁判決に対し上告しないことを決める。国も上告せず判決は確定。 |